

特惠関税は更に精査される

By Shampa Bhattacharya, Kochhar & Co

2020年04月8日

🗨️ 0



🇯🇵 日本語 ▾

過

去10年間、商品の輸入が大幅に増加しましたが、その多くは自由貿易協定（FTA）によるものです。そのような協定の下、貿易相手国は、両者で取り引きされる一連の商品に対する輸入税を大幅に削減または排除します。FTAの下で輸入された商品は、原産地規則（ROO）に規定されている商品の原産地に関連する条件を満たす場合に優遇関税を受けます。ROOは、FTAなどの特惠貿易協定の締約国間で合意されています。ROOは、製品の国内起源を決定するための基準を明示します。貿易相手国からの輸入に対してゼロまたは軽減された関税を提示している国々は、ROOにおいて、そのような優先的アクセスを受ける製品の適格性を定めています。これらのROOの根拠は、貿易のかたよりを防ぐことです。ROOの役割は、参加国で生産された商品のみが関税またはその他の優遇を受けられる事を確実にすることです。



Shampa Bhattacharya

パートナー

Kochhar & Co

輸入製品が一つの段階で生産され、または相手国で完全に生産または仕入れ出来る場合、輸入製品の原産地を確定することは比較的容易です。商品が完全に生産または仕入れされない場合、ROOは、特定の製品が十分な作業または変更を経て、または自由貿易相手国の領域内で実質的に加工されたと判断できる方法を定義します。つまり、対象外の国から単に積み替えられたり、最小限の加工の対象でない場合です。

以上のことから、インドとFTAを締結した国は、ラベルを貼るだけでは第三国からの商品を市場に投入することはできません。輸出前に、これらの製品に規定された価値が付加されていることを保証しなければなりません。ROOは、商品の投棄を防ぐのに役立ちます。

FTAの利点に対する虚偽または誤解を招く主張は、国内産業に脅威を引き起こすと言うことです。そのような輸入には、厳格な検査が必要です。ROOの緩やかな実施は、しばらくの間重大な関心事でした。インドの製造業の衰退とFTA以外の国からの輸入品に対する条約利益の誤用および誤った主張と相まって、政府はこの問題を再考するようになりました。

FTAの利益が誤って主張されている輸入管理および監視のために、新しい統治規則である原産地規則の管理が今年の連合予算に取り入れられることが提案されています。新しい規則は、さまざまな国のFTAに基づいて輸入された商品の原産国を検証するための仕組みを実施します。原産地証明書が不十分であると判断された場合、輸入業者は原産地証明書を発行する当局から追加情報または検証文書入手、提出することを要求する具体的な規定が申し入れされています。

修正案の目的は、ROOを遵守するよう輸入業者に厳しい義務を課すことです。このような厳格な監視により、輸入業者と輸出業者の両方が責任を負い、優遇税率を請求するためには、追加の要件に準拠していることを確実にします。輸入者は、関連するFTAで規定されているように、地域価値の内容や製品固有の事項などの決定基準に関連する十分な情報を所有する必要があります。輸入業者と輸出業者の両方が情報の正確さと真実性に合理的な注意を払う必要があります。その情報は優遇税を請求した日から5年以内の任意の期間に要求される可能性をもちます。検証段階では、優遇措置の一時停止、保証金の預託、または商品の引き渡しに対する税の差額の支払いなどの厳格な罰則が課される場合があります。欠陥、非認証、または期限切れの原産地証明書がある場合、優遇関税は拒否されるでしょう。優遇関税は不適合とみなされ、原産地証明書は撤回されるでしょう。これにより、科料や罰金の徴収、商品の没収など、重大な結果がもたらされます。

原産地証明書を審査する権限は国固有の規制によりますが、現在、是正措置の採用と実施には大きなギャップがあります。新しい規則は、優遇税の誤用を防ぐために、関税当局に大幅な権限を与えるでしょう。これらの規定がどのように実施されるかはまだ不明ですが、既存の優遇措置を主張し、維持することは挑戦でしょう。インドの貿易相手国は、日本、韓国、および他のASEAN諸国との包括的パートナーシップ協定を含む、さまざまなFTAの下で提案されている追加輸入規則について懸念を表明する可能性があります。

変更に応じるために、輸入業者は、新しい請求に従って輸出業者から受け取る書類やFTAのもとの既存利益の継続を綿密に調べる必要があります。

Shampa BhattacharyaはKochhar & Co.のパートナーです。



Kochhar & Co

New Delhi (head office):

Suite # 1120 -21, 11th Floor, Tower – A

DLF Towers, Jasola District Center

Jasola – 110 025, India

India offices:

New Delhi, Mumbai, Bengaluru, Chennai, Gurugram and Hyderabad

Overseas offices:

Dubai, Singapore, Atlanta and Jeddah

連絡先:

電話: +91 11 4111 5222, +91 11 4312 9300

ファックス: +91 11 4056 3813

電子メール: delhi@kochhar.com, info@kochhar.com



タグ

Kochhar & Co

Shampa Bhattacharya

インド/日本の貿易と投資

貿易と投資

No comments

Leave a comment

コメントを投稿するには[ログイン](#)してください。

前の記事

政治の相互作用、インフラ開発に関する政策

業界ニュース



日本の西村がタイの企業SCLを買収

2019年10月8日

シンガポール条約は新しい時代を告げる

2019年10月8日



男性の支持者とベストプラクティス

By Catherine O'Connell (オコーネル外国法事務弁護士事務所、東京)

2019年06月11日



Norton Rose、シンガポールでAscendantとのFLAにより勢力強化

2019年04月17日



JSA、新たなマネージングパートナーを選任

2019年04月17日

企業法務



シンガポール条約は新しい時代を告げる

2019年10月8日



心地良い空間から一歩踏み出す

By 榊原美紀 (日本組織内弁護士協会)

2019年06月11日



元IP社内弁護士、Anjieの上海事務所に加わる

2019年04月17日



韓国企業内弁護士協会 (KICA) による年次ワークショップ、特別賞授賞式典

2019年01月30日



インド-イギリスサミットに法律顧問が集結

2019年01月28日

プロの分析



特恵関税は更に精査される

By Shampa Bhattacharya、Kochhar & Co

2020年04月8日



政治の相互作用、インフラ開発に関する政策

By Shreshth SharmaとMolshree Bhatnagar、HSA Advocates

2020年03月19日



侵害の不安に対する償還措置

By DPS Parmar、LexOrbis

2020年03月19日



新たな追加の主題に関する外国出願ライセンス（FFL）

By Piyush Sharma、LexOrbis

2020年03月19日



小売決済システム事業者向けの起案文書

By Sawant SinghおよびAditya Bhargava、Phoenix Legal

2020年03月19日



2006年に設立されたVantage Asiaは、香港に拠点を置く、企業向けの独立出版社です。私たちは、『Asia Business Law Journal』、『China Business Law Journal』および『India Business Law Journal』という3つの地域の主要な法律雑誌を発行するとともに、アジア太平洋地域に関心を有する社内弁護士、個人開業弁護士、その他法律およびビジネスの専門職向けの主要なデジタルリソースであるvantageasia.comを制作しています。また、英語と中国語間で法律用語や定義を翻訳する際の複雑さや微妙な違いを扱ったユニークな完全二か国語のハードカバー本である『China Lexicon』の発行や、アジアに重点を置くビジネスおよび法律の上級専門職向けのCBLJフォーラムなどのイベントの企画も行っています。

お問合せ

最新



特恵関税は更に精査される

By Shampa Bhattacharya、Kochhar & Co

2020年04月8日

政治の相互作用、インフラ開発に関する政策

By Shreshth SharmaとMolshree Bhatnagar、HSA Advocates



2020年03月19日

侵害の不安に対する償還措置

By DPS Parmar、LexOrbis

2020年03月19日



新たな追加の主題に関する外国出願ライセンス（FFL）

By Piyush Sharma、LexOrbis

2020年03月19日

精選



侵害の不安に対する償還措置

By DPS Parmar、LexOrbis

2020年03月19日



新たな追加の主題に関する外国出願ライセンス（FFL）

By Piyush Sharma、LexOrbis

2020年03月19日



特恵関税は更に精査される

By Shampa Bhattacharya、Kochhar & Co

2020年04月8日



罰金を課すための枠組み改訂

By Sawant SinghおよびAditya Bhargava、Phoenix Legal

2020年02月25日

プレスリリース、取引に関する発表、新規雇用の詳細、ニュースレター、その他の記事を
news@vantageasia.comにお送りください。

[広告およびスポンサーに関するポリシー](#) [サイトのご利用条件](#) [プライバシーポリシー](#)

© Copyright © 2019 Vantage Asia Publishing Limited. All rights reserved. Imagined by [DOOD Website Design](#)